三　事業施行期間　自平成二十八年九月三十日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　熊本県八代市建馬町´中北町´中北町字北牟田´中北町字中牟田´塩屋町´八幡町´新地町及び三栄町地内
使用の部分　熊本県八代市建馬町´新開町及び中北町地先

官庁発表

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 28 年 9 月 30 日　　四国地方整備局長　名波　義昭

道路の種類	路線名	区間
一般国道	56号	大洲市大洲字中島690番１から同市大洲字片原町667番１地先までの下り線
一般国道	56号	大洲市大洲字片原町667番１地先から同市大洲字本町一丁目北26番１までの上下線

公聴会

長崎県庁ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 9 月 30 日　　大阪航空局長　千山　善幸

1　事案の内容　平成28年国土交通省告示第1104号に係る長崎県庁ヘリポートの設置について
2　日時　平成28年11月１日14時30分
3　場所　メルカつきまち（長崎市市民生活プラザホール）　長崎県長崎市築町３―18
4　主宰者　国土交通省大阪航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）
5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成28年10月18日17時までに必着するよう、郵便番号540―8559　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪航空局空港部管理課長に提出しなければならない。
6　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日14時00分からメルカつきまち（長崎市市民生活プラザホール）で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者
⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項
⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容
⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

官報

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成27年度の平成28年７月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成 28 年 9 月 30 日　　財務省

1　一般会計

⑴　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	56,424,000,000	4,447,485,351 9,022,091,143	42,815,826,467	56,285,402,962	△ 138,597,037	99.7
租税	55,397,000,000	4,443,556,379 9,021,068,217	41,771,231,579	55,235,856,176	△ 161,143,823	99.7
所得税	17,590,000,000	2,622,485,865 80,903,496	15,103,747,262	17,807,136,624	217,136,624	101.2
法人税	11,741,000,000	260,606,058 4,636,144,535	5,930,652,575	10,827,403,169	△ 913,596,830	92.2
相続税	1,761,000,000	142,251,307 140,975,852	1,685,212,933	1,968,440,093	207,440,093	111.7
消費税	17,112,000,000	1,141,145,765 3,292,916,323	12,992,229,999	17,426,292,088	314,292,088	101.8
酒税	1,308,000,000	7,336,659 189,082,522	1,141,586,495	1,338,005,678	30,005,678	102.2
たばこ税	906,000,000	10,706,364 76,562,578	866,284,499	953,553,441	47,553,441	105.2
揮発油税	2,466,000,000	156,262,122 367,911,264	1,940,381,359	2,464,554,745	△ 1,445,254	99.9
石油ガス税	10,000,000	534,654 871,126	7,795,694	9,201,475	△ 798,524	92.0
航空機燃料税	51,000,000	1,378,198 2,828,858	47,104,482	51,311,539	311,539	100.6
石油石炭税	628,000,000	43,596,112 100,139,872	486,710,152	630,446,137	2,446,137	100.3
電源開発促進税	323,000,000	197,484 27,471,661	288,238,955	315,908,101	△ 7,091,898	97.8
自動車重量税	374,000,000	34,171,370 43,792,600	306,966,173	384,930,144	10,930,144	102.9
関税	1,117,000,000	22,876,021 61,467,523	964,398,811	1,048,742,356	△ 68,257,643	93.8
とん税	10,000,000	8,394 —	9,905,765	9,914,159	△ 85,840	99.1
地価税	—	— —	3,575	3,575	3,575	—
旧税	—	— —	12,844	12,844	12,844	—